

医療法人名南会 名南ふれあい病院
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
重要事項説明書

2023年5月27日一部改訂

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 名南会
代表者名	理事長 大森 久紀
所在地・連絡先	(住所) 〒457-0841 名古屋市南区豊田五丁目15番18号 (電話) 052-692-2388 (FAX) 052-692-6384
ホームページアドレス	http://www.meinan.or.jp/
法人の事業所	名南病院 名南ふれあい病院 名南ふれあい病院指定居宅介護支援事業所 名南介護老人保健施設かたらいの里 名南ヘルパーステーションきずな 名南診療所 デイサービス庵 名南訪問看護ステーションきずな 名南診療所指定居宅介護支援事業所 中川診療所 中川診療所指定居宅介護支援事業所 住宅型有料老人ホームひなた

2 ご利用事業所

事業所の名称	名南ふれあい病院
所在・連絡先	(住所) 〒457-0841 名古屋市南区豊田五丁目15番18号 (電話) 052-691-0041 (FAX) 052-692-5732
事業者番号	2311201947
管理者の氏名	岡根 誠
サービス提供地域	名古屋市の南区、港区、瑞穂区、熱田区、緑区、 および天白区・中川区の一部とする。

3 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

病院の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護・要支援状態にある方のご自宅を訪問して、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とします。

(2) 運営方針

名南ふれあい病院は地域住民、友の会会員と一緒に明るいまちづくりの運動をすすめ、住み慣れた家と地域で、利用者様・ご家族様がより快適で安全かつ安心な生活、自立した生活を送れるように、医師や関係機関と連携し、それぞれの状況にあわせてリハビリテーションを提供します。

4 事業所の職員体制

従業者の職種	人数(人) 他事業所兼 務あり	職務の内容
理学療法士	1人以上	心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を支援する。
作業療法士		
言語聴覚士		

5 営業日および営業時間（訪問リハビリ部門）

営業日	月曜日～金曜日。ただし、祝日、12月30日～1月3日を除く。
営業時間	午前8時30分～午後5時 (サービス提供時間は、午前9時～午後5時)

6 提供するサービスの内容と費用

(1) 訪問リハビリテーションの内容

- ・身体機能訓練（関節可動域運動や筋力トレーニングなど）
- ・生活の場での日常生活動作の訓練
（日常生活動作：食事、排泄、着脱衣、入浴、移動、寝起きなどの基本動作）
- ・自宅でできる機能訓練指導
- ・摂食訓練、言語訓練
- ・社会参加の促進、生きがいづくり
- ・福祉用具や住宅改修の相談
- ・在宅療養に関するご相談や助言、介護相談

(2) 利用料について

- ・サービスが介護保険の適用を受ける場合、利用料は介護報酬の告示上の額とし、訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料の1割または介護保険法にて定めるそれ以上の割合をお支払いいただきます。ただし、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（一旦、あなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻

しを受ける方法)をご希望の場合は、お申し出ください。

- ・提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。

(3) その他の費用

- ・交通費は、サービス利用料に含まれます。

7 お申し込みからサービス開始の基本的な流れ

ご本人様、ご家族様、ケアマネージャー様、医療機関などからご相談いただいた後、担当者よりサービス内容をご説明いたします。ご自宅等に訪問してご案内致します。

(1) 主治医（かかりつけ医）が 名南ふれあい病院 の場合

- ① 主治医が、理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士に訪問リハビリの指示を出します。
- ② 訪問リハビリの開始

(2) 主治医が（かかりつけ医）が 他医療機関 の場合

- ① 主治医より、現在の治療状況や日常生活・リハビリに関する情報（診療情報提供書）を受け取ります。（3ヶ月に1度）
- ② 名南ふれあい病院の訪問リハビリ担当医が訪問して診察を行います。（3ヶ月に1度）
- ③ 担当医から、理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士に訪問リハビリの指示を出します。
- ④ 訪問リハビリの開始

※注意事項

- ① 訪問リハビリテーションを継続してご利用される場合は、介護保険上の規定により、少なくとも3ヶ月に1度は主治医（かかりつけ医）の診察が必要になりますのでご注意ください。

(例) 7月11日 主治医に診察を受けた。

→ 次回は、10月10日までに診察を受ける必要があります。

- ② 他医療機関の主治医より診療情報提供書を発行していただく場合、その医療機関にて「診療情報提供料」を請求される場合があります。ご了承下さいますようお願いいたします。

8 利用料等のお支払い方法

利用料は、毎月月末締めで請求いたします。

サービス実施月の翌月11日頃に「**6 提供するサービスの内容と費用**」に基づいて計算した利用料を、利用料金明細書によりご請求いたします。請求書は訪問時にお渡しします。

お支払い方法は2通りあります。

お支払い方法	お支払い日・期限
① 口座振替	サービス実施月の翌月27日に自動引落

② ふれあい病院の会計窓口	請求書をお渡しした月の月末まで
---------------	-----------------

入金確認後、領収書を発行いたします。諸事情によりお支払いが遅れる場合は、下記窓口まで必ずお知らせください。また、利用料の計算方法について詳しくお知りになりたい場合も窓口までお問い合わせください。

(お支払いに関する窓口：052-691-0041 名南ふれあい病院・事務課)

会計窓口の営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日 ～ 金曜日 (祝日、12月30日～1月3日を除く)	9:00 ～ 17:00
土曜日	9:00 ～ 13:00

9 利用サービスの予約キャンセル、変更、中止について

(1) キャンセルについて

予約のキャンセル料はいただきません。事前にご連絡をお願いします。

ただし、急にお体の具合が悪くなった場合など、急用の際はその都度ご連絡ください。

(2) 変更について

① 祝日や利用者様のご都合、担当者の都合等でサービスをご利用できない日は、別日に振り替えることができます。予約等の状況によりご希望に添えないこともあります。訪問日の振替をご希望される場合は、担当者にご相談ください。

② 事業所や担当者の都合により、訪問時間の変更をお願いすることがあります。

また道路の混雑や他の訪問先での急な事情等により、訪問時間が遅れる場合があります。

(3) 中止について

① 担当者が訪問したものの、利用者様の体調が優れない場合やリハビリテーション中止基準相当の状態であるとき等はサービス利用を中止する場合があります。その場合利用料は頂きません。

② 台風、積雪、地震等で訪問が困難な場合、やむを得ず訪問を中止する場合があります。

10 契約の解除

(1) 利用者様都合による解除

① 利用者様は事業者に対して、契約終了希望日の1週間前までに通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者様の急病や急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

② 次の事由に該当した場合は、利用者様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に反した場合
- ・事業者が利用者様やそのご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

- ・事業者が破産した場合
- (2) 事業所都合による解除
- ① 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者様に対して契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ② 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ・利用者様のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、2週間以内に支払われない場合
 - ・利用者様またはそのご家族様などが、事業者やサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの不信行為（19項に示す禁止事項等の行為）を行った場合。

1.1 契約の終了

- (1) 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了します。
- ① 利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者様の要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ③ 利用者様が死亡した場合
- (2) 入院等でサービス利用が3ヶ月間中断した場合は、利用契約を一旦終了とします。再開時に再度契約を行います。その際、サービス提供時間が変更となる場合があります。

1.2 サービス内容に関するご相談・苦情受付窓口

利用者様ご相談窓口	窓口責任者	山口隆平
	受付時間	月～金 9:00～17:00
	連絡先	電話 052-691-0041

当事業所以外に、市区町村の相談窓口などに苦情を伝えることができます。

名古屋健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室 電話 052-959-3087
 南区役所介護福祉課 電話 052-823-9411
 国民健康保険団体連合会苦情窓口 電話 052-971-4165

1.3 担当者(職員)の変更・交代

- (1) 利用者様からの申し出
 利用者様は、担当者の変更を申し出ることができます。その場合、事業者は訪問リハビリテーションサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- (2) 事業所都合による変更・交代
 事業者は、利用者様の担当者が退職する等、正当な事由がある場合に担当者を変更することがあります。その場合には、事前に利用者様の了解を得ます。
 また、担当者が緊急な都合（急病・忌引き休暇等）により訪問できない場合は、代行者による訪問を行います。

1.4 緊急時の対応方法

訪問リハビリ担当医もしくは主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。医師への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。また、緊急連絡先にもご連絡いたします。主治医連絡先、緊急連絡先については、契約時に契約書別紙にて確認します。

1 5 事故が発生した場合の対応

訪問リハビリ中に、利用者様に事故が発生した場合には、速やかに市町村及びご家族様に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1 6 損害賠償

事業者において、サービスの提供にともない事業者の責任により、利用者様の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者様に対してその損害を賠償いたします。

1 7 秘密の保持

「患者さんの個人情報の保護について」「当施設における個人情報の利用目的」をご参照ください。

1 8 職員へのお心づけ

お心づけ(訪問時の飲食、贈り物等)は、一切お断りいたします。

1 9 サービス利用にあたっての禁止事項

(1) 事業所やサービス従事者に対してのパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント*行為。

※ハラスメントとは、人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為です。

- ・パワーハラスメント…適正な範囲を超えた精神的・身体的苦痛を与える言動
例) 殴る・物を投げる・人格を否定する・大声または長時間にわたり叱る・無視する・
過大、過小な要求・私的なことに過度に立ち入る 等
- ・セクシャルハラスメント…相手の意に反する性的な言動
例) 性的な冗談・不必要な接触・性差別・私的なことに過度に立ち入る 等

(2) サービス利用中の無断での録音や写真・動画撮影、SNS 等への投稿。

2 0 災害時の対応について

大きな災害が発生し、訪問リハビリ業務の継続が困難となった場合、利用者様の安否確認・退路の確保など初期段階での安全確認を行います。避難誘導等では担当者はその場を離れることがあります。

日頃から防災・減災の対策、備蓄品の準備等をよろしくお願いいたします。

2 1 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年 1 回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

2.2 その他運営に関する重要事項

事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人名南会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者が定めるものとする。

以上